

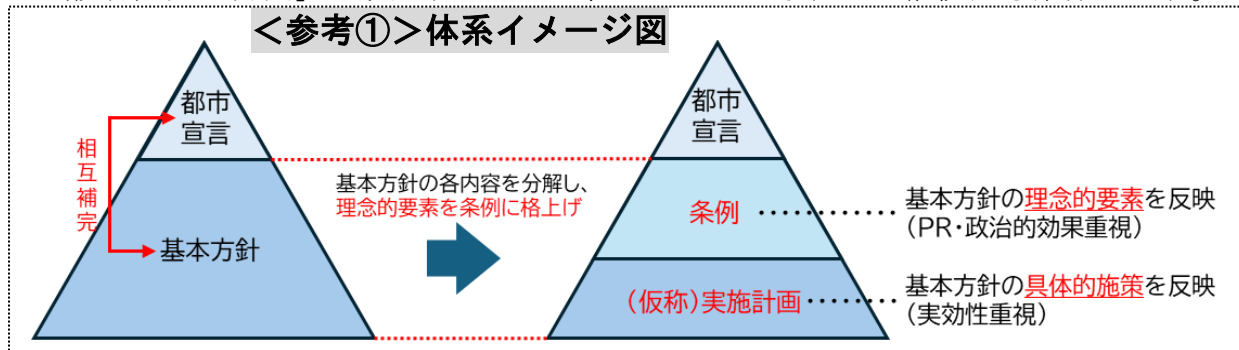
「協働しよう。そうしよう。条例」に基づく計画の策定について

1 条例の位置づけ（基本方針の格上げ）

市では、市制施行70周年及び市民協働都市宣言から10年の節目を迎えた令和6年度を市民協働のより一層の推進を目指す好機と捉え、「府中市市民協働の推進に関する条例（通称：**協働しよう。そうしよう。条例**）」を令和7年3月23日に施行しました。

本条例の制定に当たっては、本市附属機関「市民協働推進会議」において必要性を含め議論し、市内外に広くPRする条例とすべきとの答申を受け、「市民協働の推進に関する基本方針」に含有する理念的な要素を条例に格上げし、協働の基本理念を法的に明文化することで、市民と市の協働を制度的に支える役割を担うよう位置づけたものです。

なお、「市民協働都市宣言」を頂点にし、「協働すること」を重視する本市の市民協働の法体系としては、「協働による各施策の成果」を重視する総合計画とは引き続き差別化を図りつつ、本条例の制定により役目を終える「基本方針」は、令和7年度から廃止に向けた調整を進めていくこととなります。具体的には「基本方針」の理念的要素は「条例」に、その他の具体的施策に関わる記述は、今後協働をさらに加速的に推進するための「（仮称）実施計画」に規定することで、これまでの取組との継続性も確保します。



<参考②>総合計画との比較表

	市民協働都市宣言 2014.10～	基本方針 2014.5～	第7次府中市総合計画 2022.4～2030.3
性質	象徴的(抽象的)で「 協働すること 」を重視	実践的・具体的で「 協働すること 」を重視	総合的で「 協働による成果 」を重視
目的 役割	意思・ビジョンを表明するシンボリックなもの	都市宣言に基づく理念と具体的な施策・計画	将来像と施策目標の達成に向けた包括的計画
法的効力	なし	なし	なし
議会議決	不要	不要	必要
対象期間	長期的	中期的(定期的に見直し)	令和4～11年度(8年間)

2 計画の策定に向けて

(1) 計画策定の根拠

第6条「市の責務」（一部抜粋）

市は、この条例の目的を達成するため、次に掲げる事項について、必要な施策を実施する責務を有する。

- (1) 市民協働を推進するための啓発及び広報に関すること。
- (2) 市民協働に取り組む市民等への支援に関すること。
- (3) 市民協働を推進するための中間支援組織及び協働コーディネーターの育成に関すること。

第7条「計画の策定及び施策の実施」（一部抜粋）

市は、この条例の目的を達成するため～市民協働の推進に関する計画を策定するとともに、市民協働の推進に資する施策を講ずるものとする。

2 市は、前項の規定による計画の策定及び施策の実施に当たっては、府中市市民協働推進会議の意見を十分に尊重するものとする。

(2) 計画の構成概要（案）

章	項目	会議での審議内容（概要）案
1	計画策定の背景・目的	条例に基づき計画に求められる役割など
2	計画期間	期間の設定理由（総合計画との連動性など）
3	計画の考え方	計画の位置づけや進行管理など
4	重点課題と施策の方向性	地域課題の現状と対策（形態や手法）など
5	具体的施策と指標	市の責務を具体化する施策とその指標（目標値）など
6	用語解説その他	基本方針からの抽出と新たに記載すべき用語など

(3) 計画策定に要する期間の検討

本市で策定する計画は、法律に基づく見直し等に伴い、計画期間が定められているもののほか、本市の最上位計画である「府中市総合計画」（前期4年・後期4年の計8年間）と関連づけ、策定しているものがあります。

本市の市民協働は、法律等には寄らず、自主条例に基づき推進していることから、現在、進行中の第7次府中市総合計画（令和11年度まで）と関連づけていく場合、計画策定に要する期間としては下表のように1年ないし、2年をかけて本会議で議論し、案を取りまとめていくことが考えられます。

<参考①・策定期間の比較その1>

策定期間(会議回)		計画期間の例	利点など
A (1年)	会議3回 ※	令和8～11年度 (4年間)	・第7次総合計画後期及び第8次総合計画前期との計画期間が一致する。 ・計画策定に伴う審議の期間が短く、委員の意見等が十分に反映しにくい。
B (2年)	会議7回 ※	令和9～11年度 (3年間)	・第7次総合計画後期の計画期間に一致しないが、総合計画後期の内容を見定めた上で策定できる（各計画の役割をより差別化）。 ・計画策定に伴う審議の期間が取れ、委員の意見等が十分に反映しやすい。

※ 令和7年5月15日の第1回会議は換算せず。

<参考②・策定期間の比較その2>

	R7/2025	R8/2026	R9/2027	R10/2028	R11/2029	R12/2030	R13/2031
総合計画	7次前期	7次後期				8次前期～	
A(1年)	策定	1次				2次～	
B(2年)	策定		1次			2次～	

見直し